

墓地、埋葬等に関する法律による遺体搬送等業務  
業務フロー

※④～⑧は順番が入れ替わる  
場合があります

	内 容	対応者
① 遺体引取り 依頼	警察、病院等から引取人のいない遺体(行旅死亡人除く)の引取り依頼を受ける	市職員
② 親族調査	警察、病院等から死亡者の親族等関係者について聞き取りを行い、関係者へ引取り意向を確認	市職員
③ 遺体引取り 受理	関係者への意向確認の結果引取人が見つからない場合、墓埋法により対応 ・警察、病院等に遺体の引取りを受理する旨連絡、引取り希望日時を確認 ・委託業務受託者へ業務依頼連絡	市職員
④ 火葬炉の 予約	・大津聖苑の火葬炉を仮予約(原則引取りから48時間以内の日時) ・火葬日時について市担当者へ連絡	受託者
⑤ 死亡届等の 受取	・警察から依頼の場合・・・死亡通知書、死体及び所持品引取書の写し(、死亡届)を受取 ・病院等から依頼の場合・・・死亡届を受取 ※遺留金及び遺留品(換金性の高いものに限る)がある場合は、併せて引取り	市職員
⑥ 火葬許可の 取得	・死亡届等を本市戸籍住民課に提出(死亡通知書は、なるべく発行日中に戸籍住民課に提出) ・本市戸籍住民課から火葬許可証を受け取る。その後大津聖苑のサイト上で火葬炉の本予約を行って許可申請書を発行し、火葬許可証とともに火葬日の前日16時までに大津聖苑へ提出	市職員
⑦ 遺体等の 引取り	警察、病院等から遺体等を引取り ※遺留品(換金性の低いもの)がある場合は、併せて引取り	受託者
⑧ 遺体等の 搬送(保管)	・遺体等を納棺のうえ、大津聖苑へ搬送 ・直接搬送ができない場合は、受託者の保管所にて火葬日時まで保管(原則引取りから48時間以内)	受託者
⑨ 火葬	・大津聖苑の案内に従って火葬開始 ・収骨時間前には大津聖苑内で待機 ※遺留品(換金性の低いもの)がある場合は、受託者から市職員へ引渡し	市職員
⑩ 骨上げ	・火葬終了後、大津聖苑の案内に従って骨壺へ骨上げ	市職員
⑪ 納骨	骨壺及び遺留品を大津聖苑内の納骨堂へ納骨	市職員
⑫ 業務報告書 の作成	市指定の様式にて業務報告書を作成し、請求書とともに市に提出	受託者
⑬ 委託料の 支払い	業務報告書を検収し、委託料を支払う	市職員